(七)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法第二十一条第二項の認定を受けたものとする畜舎等
(八)～(十)	（略）
(十一)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(十二)	防火設備を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(十三)～(十五)	（略）
(十六)	畜舎等の部分を建築基準法施行令第百八条の三第一号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする畜舎等
(十七)	床、壁又は防火設備を建築基準法施行令第百八条の三第一号の認定を受けたものとする畜舎等
(十八)	特定主要構造部を建築基準法施行令第百八条の四第一項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(十九)	防火設備を建築基準法施行令第百八条の四第四項の認定を受けたものとする畜舎等
(二十)	（略）
(二十一)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(二十二)	防火設備を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(二十三)～(二十五)	（略）
(二十六)	壁等を建築基準法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(二十七)～(二十九)	（略）
(三十)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等
(三十一)	防火設備を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等
(三十二)～(三十四)	（略）
(三十五)	主要構造部を建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(三十六)	防火設備を建築基準法施行令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする畜舎等
(三十七)～(三十九)	（略）
(四十)	特定主要構造部を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等
(四十一)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等

(略)	建築基準法第二十一条第二項に係る認定書の写し
(略)	建築基準法第六十一条第一項に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
(略)	建築基準法第六十一条第一項に係る防火設備に関する認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百八条の三第一号に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百八条の三第一号に係る床、壁又は防火設備に関する認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百八条の四第一項第二号に係る認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百八条の四第四項に係る認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百九条の八に係る認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号ロに係る認定書の写し
(略)	建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号ロに係る認定書の写し

(略)	建築基準法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し
(略)	建築基準法第六十一条に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
(略)	建築基準法第六十一条に係る防火設備に関する認定書の写し
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号に係る認定書の写し
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)